

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 一 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (南部振興)
- 一 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (〃〃)
- 二 〃 (県央振興)
- 二 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (西部振興)
- 二 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (北部振興本庄事務所)
- 二 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (NPO活動推進課)
- 三 富士見都市計画特別緑地保全地区の変更(みどり再生推進室)
- 三 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 三 測量法に基づく公共測量の実施(〃〃)
- 三 都市計画事業の事業認可(道路街路課)
- 三 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)

- 四 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部改正 (市街地整備課)
- 四 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部改正 (〃〃)
- 四 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)
- 四 〃 (東松山県土)
- 五 〃 (〃〃)
- 五 〃 (〃〃)
- 五 〃 (〃〃)
- 五 〃 (秩父県土)
- 五 〃 (〃〃)
- 六 〃 (〃〃)
- 六 〃 (〃〃)
- 六 〃 (〃〃)
- 七 〃 (〃〃)

- 七 埼玉県立精神医療センターで使用する電気の購入に関する落札結果の公示 (経営管理課)
- 六 埼玉県立がんセンターで使用する電気の購入に関する落札結果の公示 (〃〃)
- 六 〃 (〃〃)
- 六 〃 (〃〃)
- 六 〃 (〃〃)
- 五 〃 (〃〃)
- 五 〃 (〃〃)
- 五 〃 (〃〃)
- 五 〃 (〃〃)
- 六 〃 (〃〃)
- 六 〃 (〃〃)
- 七 〃 (〃〃)

○埼玉県立精神医療センターで使用する電気の購入に関する落札

告示

埼玉県告示第二百三十号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(Url: <http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年二月二十日
 埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
 平成二十一年二月九日

二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人あさひ共生会

三 代表者の氏名
 小宮 千恵子

四 主たる事務所の所在地
 埼玉県川口市朝日2丁目3番4号

五 定款に記載された目的
 この法人は、障害者に対し、生活の場の創設と拡充および充実を図り、作業所の設置と運営を行うと共に、障害者が安心して地域生活を送れるよう幅広い支援活動を行い、障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

結果の公示 (経営管理課) 七

埼玉県告示第二百三十一号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(Url: <http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧

に供する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年二月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ほととすてーしよん

三 代表者の氏名

高橋 千代子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鳩ヶ谷市八幡木一丁目一八番地の二〇

五 定款に記載された目的

この法人は、障害の有無に関わらず、あたりまえの生活が保障され、ともに生きる社会を目指すため、地域の障害者に対し就労・生活・余暇に関する支援事業を行い、ノーマライゼーションの推進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二百三十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地

域振興センターにおいて備え置く方法並

びにインターネットを利用する方法(埼玉

県NPO情報ステーション(Url: www.saitamaken-npo.net/)により縦覧に供する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年二月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人生活サポートわか

かば

三 代表者の氏名

吉岡 喜代次

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市吹上本町四丁目八番一

四号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く住民に対し、福祉有償運送や生活サポート事業を通じ、高齢者や障害者を支援しながら地域との交流を深め、福祉の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二百三十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により

定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県

民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西

部地域振興センターにおいて備え置く方

法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(Url: www.saitamaken-npo.net/)により縦覧に供する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年二月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くぬぎグリーン

ネット

三 代表者の氏名

飯田 芳男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市大字赤坂六百三十五番

地の二

五 定款に記載された目的

(変更前)この法人は、狭山、所沢、

川越周辺の住民に対し、くぬぎ山地区の自然再生に関する調査・研究及び実践を通じて環境保全等の活動を行い、こころの豊かさを基調とする持続可能な循環型社会の形成を推進し、もって地域社会に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、埼玉県内を

主たる活動地域とし、環境保全等の活

動を通じて、こころの豊かさに重きを

おいた持続可能な循環型社会の形成を

推進し、もって地域社会に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二百三十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者か

ら、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算

書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地

域振興センター本庄事務所において備え

置く方法並びにインターネットを利用す

る方法(埼玉県NPO情報ステーション

(Url: www.saitamaken-npo.net/)に

より縦覧に供する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
平成二十一年二月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人ネットワークほがらか

三 代表者の氏名
湯浅 好恵

四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市南二丁目三番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、主に本庄児玉郡市およびその周辺地域にある有形または無形の資源を活かし、多様な資源のネットワーク化によって地域社会の活力を高め、環境保全はもとより誰もが安心・やすらぎ・ゆとりを持って暮らす事のできる地域社会づくりを行うことを目的とする。

埼玉県告示第二百三十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支

予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日
平成二十一年二月九日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人豊友会結婚支援協会

三 代表者の氏名
岸田 龍男

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市桜区上大久保五一九番地一埼玉県浦和・大久保合同庁舎一号館

五 定款に記載された目的

この法人は、「少子化問題」の解決のため結婚支援を行い、老若男女が安心して豊かな家庭が築けるよう支援し、市民の幸せと福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第二百三十六号

ふじみ野市から富士見都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十条第二項の規定

により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第二百三十七号

平成二十年埼玉県告示第百七十八号で公示した公共測量(土地区画整理事業に伴う基準点測量及び出来形確認測量)は、平成二十年十二月三十一日終了した旨測量計画機関の長である上尾市上平第三特定土地区画整理組合理事長樽見隆司から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第二百三十八号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局北首都圏道事務所長瀬尾俊男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県知事 上田 清司

一 測量計画機関
国土交通省関東地方整備局北首都圏道事務所

二 作業種類
公共測量(道路基準点(一級・二級基準点)の設置及び改測、日本測地系座標の三級・四級基準点を世界測地系座標へ変換)

三 作業地域
和光市大字向田字新倉地先から三郷市高州四丁目地先まで

四 作業期間
平成二十一年二月一日から平成二十一年三月二十五日まで

埼玉県告示第二百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県知事 上田 清司

一 施行者の名称
春日部市

二 都市計画事業の種類及び名称
春日部都市計画道路事業三・四・三十号 藤塚米島線

三 事業施行期間
平成二十一年二月二十日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県春日部市藤塚字荻原、字野口、永沼字川端、字中道、字道中、字向通及び字宮下地内
口 使用の部分
なし

埼玉県告示第二百四十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めため、告示する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

第二〇〇七―七二―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

比企郡嵐山町大字鎌形字大ヶ谷三〇

一三他一七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

一九二二・〇立方メートル

埼玉県告示第二百四十一号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年二月二十日

埼玉県知事 上田 清司

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程(平成十八年埼玉県告示第八百二二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定

中「埼玉県知事 様」を

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第七号中「埼玉県知事 様」を

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「継承することを誓約いたします」を「継承します」に改め、「承認くださるよう」を削り、「申請します」を「承認申請します」に改める。

様式第九号中「埼玉県知事 様」を

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

埼玉県告示第二百四十二号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年二月二十日

埼玉県知事 上田 清司

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程の一部を改正する告示

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程(平成十八年埼玉県告示第八百二三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定

中「埼玉県知事 様」を

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第七号中「埼玉県知事 様」を

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「継承することを誓約いたします」を「継承します」に改め、「承認くださるよう」を削り、「申請します」を「承認申請します」に改める。

様式第九号中「埼玉県知事 様」を

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

埼玉県告示第二百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十一年一月二十三日

指令行整第一九〇〇六八一号

二 検査済証番号

平成二十一年二月十三日第八十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡北川辺町大字飯積字殿田一

六七〇―一、一六七〇―二、一六七〇―

一三、一六七二―一、一六七二―二、一六七二―

一六七二―一、一六七二―二、一六七二―

二一三、一六七四―一、一六七四―二、一六七四―

一六七四―五、一六七四―七、一六七四―

一―一地先水路、大字麦倉字大塚一六

五四―三、一六五四―五、一六五四―

三地先水路

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町新利根一丁目四番

二号

ウイング工業株式会社

代表取締役 岡本 佳明

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十一年二月二十日
埼玉県東松山県土整備事務所長

一 許可番号

平成二十年十月二十一日

第二〇〇〇七〇〇号

二 検査済証番号

平成二十一年二月十二日

第二〇〇一一二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字福田字西ヶ谷戸一

六七一―

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字福田一六三二―一

小野田 晃

平成二十一年二月二十日
埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二

十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年十一月二十七日

第二〇〇〇九三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年二月十二日

第二〇〇一一八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月の輪三丁目七―

三、七―四、七―五、七―二〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町むさし台一―二六

昭和地所株式会社

代表取締役 船戸きみ子

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二

十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年二月二十日
埼玉県東松山県土整備事務所長

一 許可番号

平成二十一年一月二十三日

第二〇〇一一五〇号

二 検査済証番号

平成二十一年二月十六日

第二〇〇一一二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字長谷字二ノ谷一八

六一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

行田市富士見町二丁目二番地四

松下 英樹

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

一 道路の種類 県道

二 路線名 下小鹿野吉田線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	秩父市下吉田字上野四〇七四番二地先から同市下吉田字上野 三九三一番一地先まで		七・九九 一六・二〇	一八六・六一	自転車歩行者道整備工事
新			一〇・四三 一七・一三		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
さいたま栗橋線	南埼玉郡白岡町大字篠津字押出シ四二番三地先から久喜市大字樋ノ口字内谷二七五番一地先まで	平成二十一年二月二十日	延長 三二六・〇〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第二十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井順一

二 検査済証番号

平成二十一年二月十日

杉整第一六〇九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字西大輪字原三五

一 一、二、一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

梶本 省三

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

一 道路の種類 県道

二 路線名 下早見菖蒲線

三 道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	南埼玉郡菖蒲町大字三箇字狭間一六八八番二地先	二二・〇〇	一四・二〇	平成十四年九月三日、埼玉県告示第六百十五号の一部変更
新		二二・〇〇		

埼玉厚病院事業告示第二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年二月二十日

埼玉厚病院事業管理者

伊能 睿

1 購入等件名及び数量

埼玉県立がんセンターで使用する電気予定使用電力量10,277,000キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立がんセンター事務局管理部
管財担当 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地

3 契約の相手方を決定した日

平成20年12月22日

4 契約の相手方の氏名及び住所

東京電力株式会社さいたま支社 埼玉県さいたま市中央区本町西4丁目17番10号

5 契約金額

170,328,320円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 競争入札に係る公示を行った日

平成20年11月11日

埼玉厚病院事業告示第三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年二月二十日

埼玉厚病院事業管理者

伊能 睿

1 購入等件名及び数量

埼玉県立精神医療センターで使用する電気予定使用電力量2,334,600キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立精神医療センター事務局管理部管財担当 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2

3 契約の相手方を決定した日

平成20年12月22日

4 契約の相手方の氏名及び住所

新日本石油株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番12号

5 契約金額

39,549,818円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 競争入札に係る公示を行った日
平成20年11月11日

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む。)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二一(代表)	県	埼玉県 埼玉県ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇(代表)
-----	---------------	------	-------------------------	-----	--	---	--	-----	---